

訪 問 看 護 重 要 事 項 説 明 書

1 事業者概要

事 業 者 名 称：公益財団法人柏市医療公社
主たる事務所の所在地：千葉県柏市布施1番地3
代 表 者：代表理事 小 倉 孝 之
電 話 番 号：04-7134-2122
フ ァ ッ ク ス 番 号：04-7134-5648

2 事業所の概要

事 業 所 名 称：はみんぐ訪問看護ステーション
管 理 者：佐 野 真 理 子
所 在 地：千葉県柏市布施1番地3
電 話 番 号：04-7134-2122
フ ァ ッ ク ス 番 号：04-7134-5648
介 護 保 険 事 業 所 番 号：1262190056

3 事業の目的

訪問看護事業は、看護を必要とする療養者の家庭における療養生活を支援し、その心身の機能の維持回復を目指すとともに、療養者の家族などへの介護指導及び援助を行なうことにより、療養者および家庭などの生活の質の確保を図ることを目的とする。

4 運営方針

訪問看護事業の運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、市及びその他の保険、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、並びに在宅医療支援対策の充実を図るため療養者及びその家族などに対し、訪問看護サービスの提供に努めるものとする。

5 職員体制

(1) 管理者	： 1人正規の勤務時間（8：30～17：15）常勤
(2) 看護師	： 4人正規の勤務時間（8：30～17：15）常勤
(3) 看護師	： 2人正規の勤務時間（8：30～16：30）非常勤
(4) 看護師	： 0人正規の勤務時間（8：30～15：00）非常勤
(5) 事務員	： 1人正規の勤務時間（8：30～17：15）常勤

6 営業日及び営業時間

(1) 営業日

月曜日～土曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までを除く）

(2) 営業時間

月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで

土曜日 午前8時30分から午後0時30分まで

上記の営業時間にかかわらず、訪問看護を受ける者の病状等により必要な場合は、訪問看護を行なうものとする。

また電話により24時間常時連絡が可能な体制とする。

7 利用料等

別表に定める利用料を徴収するものとする。

8 苦情等の相談窓口

はみんぐ訪問看護ステーション

電話：04-7134-2122

ご不明な点は、何でもお尋ねください。

9 緊急時の対応

訪問看護を行なっている時に、利用者の病状及び心身の状態が急変した場合は、速やかにかかりつけ医に連絡し、その指示に基づき必要な処置を行なうものとする。ただし、かかりつけ医への連絡が困難な場合は、救急搬送等、必要な措置を講じるものとする。

・利用者の主治医氏名

・所属医療機関の名称

・所在地

・電話番号

10 利用者の解約権

利用者は、事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、3日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

11 事業者の解除権

事業者は、利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱した行為をなし、事業者の再三の申し入れにも係わらず改善の見込みが無く、この訪問看護サービスの利用契約の目的を達する事が著しく困難となった時は、文章により2週間以上の予告期間をもって、この契約を解除します。

訪 問 看 護 重 要 事 項 説 明 書

当 事 業 者 は、サ ー ビ ス 内 容 説 明 書 及 び 重 要 事 項 説 明 書 に 基
づ い て、訪 問 看 護 の サ ー ビ ス 内 容 及 び 重 要 事 項 を 説 明 し ま
し た。

事業者	所在地	千葉県柏市布施 1 番地 3
	事業者	公益財団法人柏市医療公社
	事業所	はみんぐ訪問看護ステーション
	代表者	代表理事 小 倉 孝 之
説明者	職種	看護師
	氏名	佐 野 真 理 子

私 は、サ ー ビ ス 内 容 説 明 書 及 び 重 要 事 項 説 明 書 に 基 づ い
て、訪 問 看 護 の サ ー ビ ス 内 容 及 び 重 要 事 項 の 説 明 を 受 け ま
し た。

令和 年 月 日

利用者 住所

電話

氏名

代理人 住所

電話

氏名